

# シェアハウスの実態把握に向け調査開始

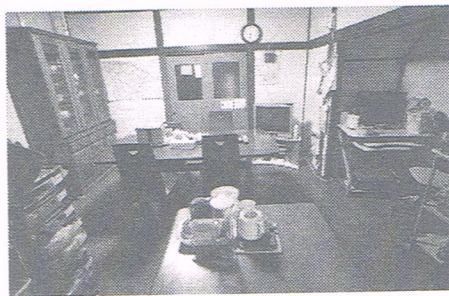
日本シェアハウス・ゲストハウス連盟

## 約300社にアンケート配布

脱法シェアハウスが世間を騒がせている。建築基準法に適用していない物件、賃貸借契約を交わさず住居としての使用を黙認している物件、用途変更をせずに賃貸する物件などがそれにあたる。それに対し、シェアハウスを運営する各企業は動きを見せている。

### 民間団体から初の全体調査

約30社のシェアハウス運営会社が加盟する日本シェアハウス・ゲストハウス連盟は業界の実態把握に向けてアンケート調査を開始した。目的はシェアハウス業界の最新の



▲調査結果は8月頃に発表される

実態や動向を明らかにすること、運営各社に業界の現状把握の促進を促すこと、集計データをもちに行政機関やマスコミとの積極的な連携を図ることだ。調査対象は約300社。シェアハウスのポータルサイト「シェアシェア」を運営するネクシヴ（東京都新宿区）の協力で、ポータルサイトに掲載する運営会社と、インターネットにホームページを持つ各社を中心にアンケートを配布した。今回は、対象となるシェアハウスの定義を「複数

している物件」「最短の契約期間を1カ月以上とする、中々長期型滞在用の物件」「入居者同士の共有スペースがあり、交際が図れること」とした。調査項目は大きく6つ。会社情報（匿名も可能）、運営戸数・エリアなどの基本情報、広告手段、運営・管理方法、業界の今後について。同連盟の高橋圭一専務理事は、「今後、シェアハウスに関する何らかの法整備が行われる際に、一部の運営者の意見に左右されることのないよう、業界全体の正確な統計を提示することがねらいです」と話す。

調査結果は8月頃に発表予定。結果については行政機関、報道機関に向けて送付するところ。

定義や基準がなく曖昧なく、「どの住居までをシェアハウスとするか」という基準が各社で異なっていた。そのため、業界の全体像を把握しにくく、明確な情報が一般に提示されていないという状況だった。

前述の高橋氏は「シェアハウスは曖昧な部分が多く、いつかは法的な問題が生じると考えていたが、このようなニュースが流れるとシェアハウスと同時、業界向上に向けて、動き出す者の姿が目立つてきた。課題を抱えている。そのため、対策を打ちたい」と話している。

定義すら定まっていな

いシェアハウス業界。新たな住宅の形として認知されるところにも、多くの課題を抱えている。それが、業界向上に向けて、動き出す者の姿が目立つてきた。

の者が共同で生活を

は、その定義の統一見解が

今まで、シェアハウス